

主な償却資産の耐用年数表

※ 表に記載の耐用年数はあくまで目安として掲載しています。

■建物附属設備

構造又は用途	細目	耐用年数
電気設備 (照明設備を含む)	蓄電池電源設備	6
	その他のもの	15
給排水又は衛生設備及びガス設備		15
冷房、暖房、通風 又はボイラー設備	冷暖房設備（冷凍機の出力が 22kW以下のもの）	13
	その他のもの	15
店用簡易装備		3
可動間仕切り	簡易なもの	3
	その他のもの	15
前掲のもの以外の もの及び前掲の区 分によらないもの	主として金属製のもの	18
	その他のもの	10

■構築物

構造又は用途	細目	耐用年数
広告用のもの	金属造のもの	20
	その他のもの	10
緑化施設及び庭園	工場緑化施設	7
	その他の緑化施設及び庭園	20
舗装道路及び舗装 路面	コンクリート敷、ブロック敷、 れんが敷又は石敷のもの	15
	アスファルト敷又は木れんが敷 のもの	10

■機械及び装置

設備の種類	耐用年数
食料品製造業用設備	10
飲料、たばこ又は飼料製造業用設備	10
木材又は木製品（家具を除く）製造業用設備	8
パルプ、紙又は紙加工品製造業用設備	12
印刷業又は印刷関連業用設備	
デジタル印刷システム設備	4
製本業用設備	7
その他の設備	10
通信業用設備	9
放送業用設備	6
飲食料品小売業用設備	9
その他の小売業用設備	
ガソリン又は液化石油ガススタンド設備	8
その他の設備 主として金属性のもの	17
その他の設備 その他のもの	8
洗濯業、理容業、美容業又は浴場業用設備	13
その他の生活関連サービス業用設備	6
自動車整備業用設備	15
その他のサービス業用設備	12
前掲の機械及び装置以外のもの並びに前掲の区分によらないもの	
機械式駐車設備	10
ブルドーザー、パワーショベルその他の自走式作業用機械設備	8
その他の設備 主として金属性のもの	17
その他の設備 その他のもの	8

■工具器具及び備品

構造又は用途	細目	耐用年数
工具	測定工具及び検査工具	5
	切削工具	2
家具、電気機 器、ガス機器 及び家庭用品	事務机、事務いす及びキャビネット	
	主として金属製のもの	15
	その他のもの	8
	応接セット	
	接客業用のもの	5
	その他のもの	8
	陳列棚及び陳列ケース	
	冷凍機付及び冷蔵機付のもの	6
	その他のもの	8
	その他の家具 接客業用のもの	5
	テレビ、その他の音響機器	5
	ルームエアコン	6
	冷蔵庫、洗濯機、その他電気又はガス機器	6
	カーテン、寝具	3
	室内装飾品	
	主として金属製のもの	15
	その他のもの	8
	その他のもの	
主として金属製のもの	15	
その他のもの	8	
事務機器及び 通信機器	パソコン	4
	その他の端末機器等	5
	コピー機、レジスター、ファクシミリ等	5
	インターホン・放送用設備	6
	電話設備、その他の通信機器	
	デジタル電話・デジタル構内交換設備 その他のもの	6 10
看板及び広告 器具	店頭看板、ネオンサイン、気球	3
	その他のもの	
	主として金属製のもの その他のもの	10 5
金庫	手さげ金庫	5
	その他のもの	20
理容又は美容機器		5
医療機器	消毒殺菌用機器	4
	手術機器	5
	調剤機器	6
	歯科診療用ユニット	7
	光学検査機器	
	ファイバースコープ	6
	その他のもの	8
	レントゲン、その他の電子装置使用機器	
	移動式、救急医療用 その他のもの	4 6
	前掲のもの以 外のもの	その他のもの
主として金属製のもの		10
その他のもの		5

※ 耐用年数は「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」に規定されています。

総務省 耐用年数

検索